

**平成 29 年度
事業計画書**

社会福祉法人 善隣会

経 営 理 念

○ 公益性・公共性を重視した事業活動

社会福祉事業の従事者として、社会福祉法人の果たすべき社会的役割を遵守し、地域連携とコンプライアンス（法令の遵守）の徹底により事業の透明性を確保する。

○ 利用者の人権と人間性を尊重した生活支援

人としての尊厳を保ち、健康で自立した生活を支援し、利用者本位の適切で良質な高齢者サービスを提供する。

○ 地域福祉活動の推進

地域における社会福祉活動を支える拠点として、地域住民や関係諸機関との連携を進める。

○ 高齢者福祉の担い手としてふさわしい人材の育成

社会福祉従事者としての自覚と誇りをもち、専門知識と技術の向上に努め、利用者及びその家族とより良い人間関係を築ける人づくりを進める。

平成29年度 法人事業方針

平成29年度は、社会福祉法人制度改革が実施され、新たな法人組織に転換すべき年度となります。

今回の法人制度改革の視点として、公共性・非営利性の徹底や、国民に対する説明責任、そして地域社会への貢献を挙げております。

そのため、社会福祉法人に対する経営組織のガバナンスの強化や、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的取り組み、行政の関与の在り方等の改革を進めるとともに、介護人材の確保などを推進し、福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るための措置であるとしています。

善隣会においても、平成28年度からこの制度改革に着手し、理事会での協議を進める中で、大幅な定款改正や関連する規則・規程の制定、法人組織の見直しによる評議員の選任など、平成29年度の施行に向け準備を整えてきたところであります。

一方、平成27年度の介護報酬の大幅な減額改定や、深刻な介護職員不足、そして民間の有料老人ホーム等の市場参入等により、多くの社会福祉法人は大きく経営が圧迫され、中には施設の一部閉鎖に追い込まれている厳しい状況にもあります。

このような背景の中、善隣会では、社会福祉法人制度改革を法人経営や運営面の構築に対する転機ととらえ、着実に推進していくことを本年度の事業方針といたします。

また、組織の総力を結集して、介護力のアップや事務・事業の効率化に努め、持続可能な法人経営の安定化に取り組むとともに、魅力的で働きやすい職場環境の構築を目指してまいります。

【重点目標】

1、社会福祉法人制度改革の推進

新たな社会福祉法人制度による評議員会・新理事会の着実な運営

(1) 定時評議員会の開催（平成29年6月）

①評議員会の位置付け 法人運営の議決機関

②評議員の定数 7名

③任期（4年） 平成29年4月1日～平成33年6月の定時評議員会まで

④権限（決議・承認事項）

⑦理事・監事の選任解任 ⑧役員報酬基準の策定 ⑨予算・決算 ⑩事業計画・

- 事業報告 ㊸定款の変更 ㊹財産の処分 ㊺社会福祉充実計画の承認など
- (2) 新理事会の開催（平成29年6月の定時評議員会後）
- ①理事会の位置付け 法人運営の意志決定機関
 - ②理事の定数 6名
 - ③任期（2年） 平成29年6月～平成31年6月の定時評議員会まで
 - ④権限事項
 - ㊻法人業務執行の決定（予算・決算、事業計画・事業報告等）
 - ㊼理事長・業務執行理事の選定
 - ㊽理事の職務執行の監督

2、持続可能な法人経営の推進

(1) 例月事業報告制度の促進

平成27年10月、組織目標の達成が図られるよう立ち上げた「例月事業報告制度」が定着化し、介護サービスの向上と、法人経営の安定化が図られるよう努めていく。

(2) 職員の流動的支援体制の推進について

平成28年1月発足の、善隣会職員の流動的配置に関する制度を運用し、法人組織の協力体制と業務の機能的、かつ効率的な人員配置を促進していく。

(3) 業務の見直し

介護職員不足が深刻な状況に対処するため、善隣会でも効率的な業務の見直しと職員配置について検討しなければならない。

業務全般にわたり過去の固定的概念を払拭し、ソフト・ハードの両面から新たな業務方法のあり方を早急に考える必要がある。

これは、介護職員の身体的負担を軽減し、働きやすい職場環境の構築にも反映するものとする。

法人会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
法人	理事会	年2回以上	法人運営の意志決定機関	理事6名・監事2名・法人事務局
	評議員選任・解任委員会	理事会で決定した日程	法人の評議員の選任及び解任を行う	理事会が選任した、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名、(庶務的事項は事務局が行う)
	評議員会	年1回以上	法人運営の議決機関 ①理事及び監事の選任・解任 ②役員報酬基準の策定 ③予算・決算の承認 ④事業計画・事業報告の承認 ⑤定款の変更 ⑥財産の処分 ⑦社会福祉充実計画の承認 ⑧その他法令又は定款で定められた事項	評議員7名(理事の定数を超える人数とする)
	法人経営会議	月1回 第4金曜日	法人運営の実務決定機関	理事長・常勤理事・事業所長・法人事務局 他
	事業所間連絡会議	月1回	ニーズへの対応、サービスの質の向上、その他の課題について協議し、事業所間の連携及び情報活用等を行ながらより良い方向性を目指す。	各事業所の長又はリーダー・相談員など事業所の運営及び連携に深く携わっている職員、他
	第三者委員会	年2回	ご利用者やそのご家族等からの苦情について、“善隣会苦情解決要綱”に則り、適切な解決を図る。また、重要なニーズを把握してサービス提供に生かしていく。	苦情解決責任者(理事長)、常勤理事、苦情受付担当者(事業所長・相談員など)、第三者委員
	リスク対応委員会	必要時	事業運営上のリスクに対して、総合的に対応出来るように、法人組織体制の確立と想定されるリスク(身体拘束廃止・虐待防止・感染症予防・事故防止・個人情報保護等)について、対策を講ずるとともに、意思決定機関としての役割を持つとともに、法人職員の知識・技術の向上を図る。	理事長・常勤理事・事業所長
	教育・研修委員会	年2～3回	職員の知識・技術の向上を図り、より質の高いサービスを提供することを目指して、教育研修を管理する。	各事業所長
	衛生委員会	月1回	事業所の労働安全衛生管理に関する基本的事項を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保する。 また、ストレスチェックの実施等を通じて職員のメンタル管理を実施する。	産業医、衛生管理者、衛生委員

事業所別会議一覧

区分	施設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
特別養護老人ホーム	尚古園	運営会議	月1回 第3木曜日	施設で提供している各種のサービスの自己評価と改善を図る。	園長・事務リーダー・相談室長・看護師長・介護士長・介護リーダー・相談員・ケアマネ・管理栄養士・機能訓練指導員
		現場リーダー会議	月1回 第1金曜日	介護現場におけるサービスの見直し改善を行ない、生活支援方針・重点目標に沿ったケアを推進する。	介護士長・介護リーダー・サブリーダー
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	本人・家族・ケアマネ・管理栄養士・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・相談員
		介護スタッフ会議	月1回	生活支援方針・重点目標に沿って、よりきめの細かい業務推進とサービスの提供を図る。	介護職員
		入所判定会議	随時	高順位となった入所申込み者の入所・ショート利用希望者について検討する。	園長・介護士長・看護師長・相談員
		入所受け入れサービス担当者会議	随時	入所決定者のスムーズな入所のための総合的な検討と、ケアプランの原案作成のための会議	看護師長・介護士長・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員・機能訓練指導員
		栄養カンファレンス	月1回	利用者の身体・摂食・栄養状況を把握し、多職種で食事内容の検討・栄養計画を協議する。	管理栄養士・看護職員・介護職員・ケアマネ
		ショートステイ連絡会議	月1回	ショートステイ利用者により、質の高いサービスを提供するための情報共有と徹底	相談員・介護職員
		広報委員会	年4～5回	入園者とその家族、及び関係機関との連携を深める目的で、年二回の広報誌「尚古園だより」の作成・発行を行う。	事務職員・相談員・ケアマネ・介護職員
		防災委員会	年4～5回	職員の防災意識・災害対応能力の向上を図るため、防災訓練と教育を推進する。また、消防設備の保全を確実にする。	園長・介護士長・看護師長・介護職員・相談員・事務職員
		食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とし、ニーズを的確に把握する。	管理栄養士・看護職員・介護職員委託業者
		介護事故防止委員会	隔月程度	インシデントレポート及びヒヤリ・ハットの分析と、原因の改善、事故防止を職員に周知する。(委員長：内堀雅之)	園長・嘱託医・介護士長・看護師長・介護職員・ケアマネ・機能訓練指導員・相談員・事務職員
		感染症対策委員会	隔月程度	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。職員への感染防止対策の徹底と教育。(委員長：中込好美)	園長・嘱託医・介護士長・看護師長・看護職員・介護職員・管理栄養士・相談員・事務職員
		褥創防止対策委員会	年2～3回	褥創防止のすべての対策の実践。職員への褥創防止対策の徹底と教育。	看護職員・介護職員・管理栄養士・ケアマネ・機能訓練指導員
身体拘束解消委員会	隔月程度	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	介護士長・看護師長・ケアマネ・介護職員・相談員		
医療行為検討委員会	随時	看護と介護の協働により、介護職員による医療行為の実施が安全に行えるための体制の整備	園長・嘱託医・介護士長・看護師長・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員		
尚古園	センターサービス	業務改善会議	月1回	利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために、サービス内容の見直しや業務運営上における改善計画等の策定を行う。	所長・リーダー・業務改善担当者
		食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	担当委員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
		スタッフ会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② ケース検討 ③ 入所者の把握④研修報告	所長・リーダー・相談員
デイサービスセンター	ホーム山径	スタッフ会議	月1回	① 次月のスケジュール調整 ② 日々提供している各種のサービスの自己評価と改善 ③ 職員の教育及び研修	所長・リーダー・計画作成担当者 相談員・介護職員
		リーダー会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② 運営推進 ③ 入所者の把握	所長・リーダー・相談員
		例会会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	所長・リーダー・計画作成担当者 相談員・介護職員・利用者ご本人 家族・嘱託医師
		入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	園長・所長・リーダー 計画作成担当者・相談員・特養相談員・看護職員(特養・デイ)
		運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、市町村職員に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、地域包括支援センター、自治有識者、甲府市、施設関係職員

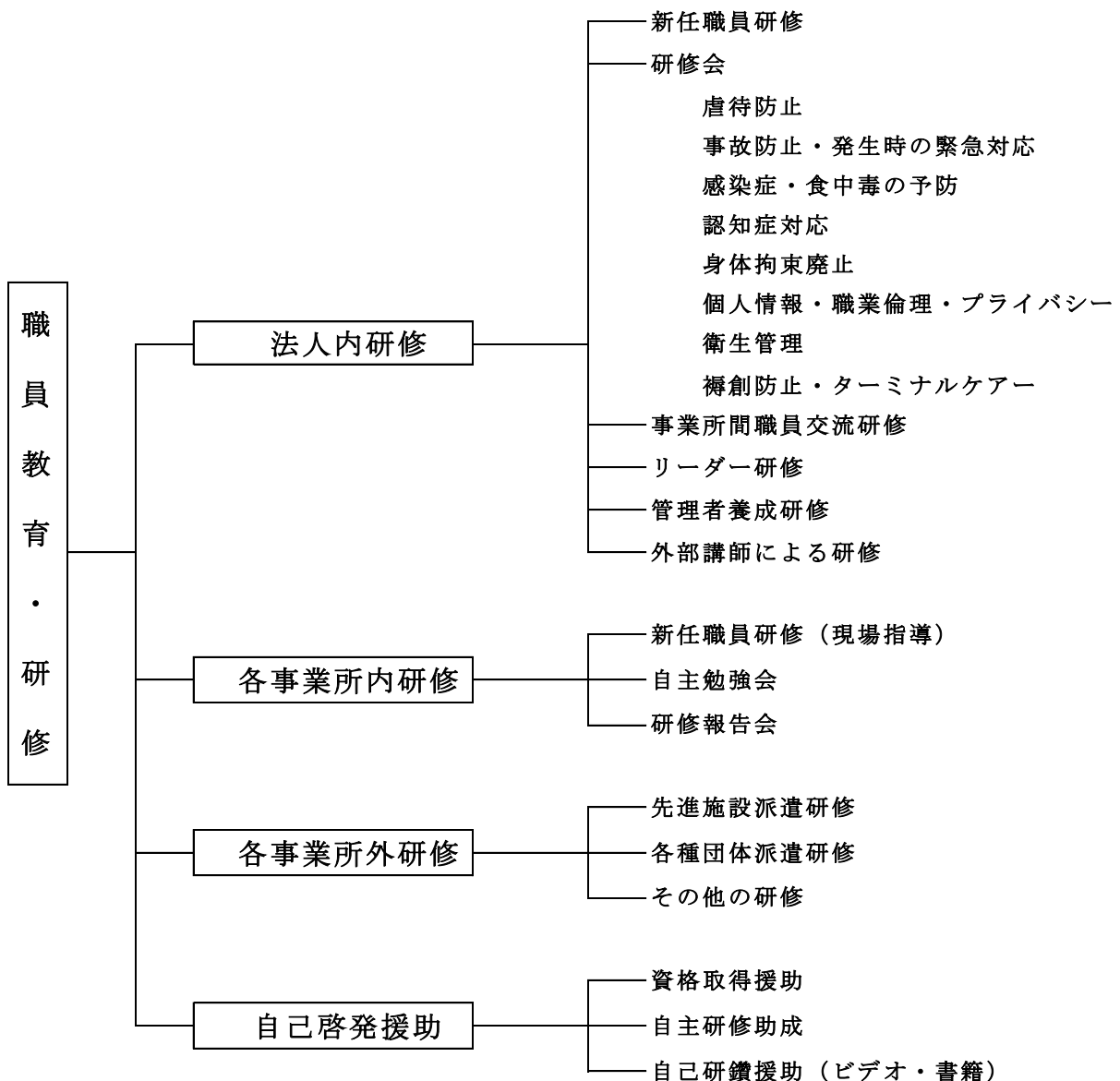
区分	施設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
緑が丘 センター	サービス	スタッフ会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② 日々提供している各種のサービス評価と改善 ③ 研修報告・勉強会	所長・相談員・介護職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
		ケース検討会	随時	利用者の現状で課題解決のための対応等を検討する。	所長・相談員・介護職員
		食事検討委員会	月1回	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・相談員・介護職員
		ケースモニタリング	月1回	① 利用者の情報の共有とサポート内容の検討・確認 ② 通所計画書に対しての評価	所長・相談員・介護職員
サテライト 特養 尚古園	サテライト	サテライト会議	月1回 第2火曜日	円滑な業務推進と安全管理及び職員連携を円滑にするとともにチームワークの強化を図り生産性の向上をめざす。 ①重要事項の企画・管理・検討・決定 ②スケジュールの確認 ③本体施設との連携の下、運営に関する諸事項の検討。	所長・看護リーダー・ユニットリーダー・ケアマネ・相談員
		例月会議	月1回 第2火曜日	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・ユニットリーダー・その他担当職員
		ユニット会議 (兼 スタッフ会議)	月1回 第3日曜日	利用者のサービスにかかわることすべて。利用者情報を共有、生活支援方針・重点目標に沿ってよりきめの細かい業務推進とサービスの提供を図る。	ユニットリーダー・看護リーダー・ケアマネ・相談員・介護職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・看護リーダー・ケアマネ・介護職員・相談員
		感染症対策委員会	年4回	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。感染防止指針の策定と標準的感染防止策の継続。職員への感染防止対策の徹底と教育を推進する。	所長・看護リーダー・ユニットリーダー・管理栄養士・相談員・ケアマネ
		介護事故防止委員会	年4回	インシデントレポート及びヒヤリ・ハットレポートの分析と改善・事故防止を職員に周知する。事故発生時の対応を文書等で明確にする。事故防止の研修を推進する。	所長・ユニットリーダー・看護リーダー・相談員・ケアマネ・介護職員
		サテライト 食事検討委員会	月1回	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・管理栄養士・看護リーダー・介護職員・委託業者
		入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。 新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	所長・ユニットリーダー・相談員 看護リーダー・ケアマネ
		運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、地域包括支援センター、自治会長、有識者、施設関係職員
サテラ ビスト 尚古 園 デイ	サテラ ビスト	例月会議	月1回 第2月曜日	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
		スタッフ会議	月1回	利用状況等の報告及び生活支援方針・重点目標に沿ったサービス提供内容の実施確認・協議・周知徹底を通じて、適切なサービス提供の実現を図る。	所長、相談員、介護職員
		サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
		サテライト 食事検討委員会	月1回	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・担当職員

職員教育・研修の指針

社会福祉法人善隣会の経営理念及び運営基本方針に則り、ご利用者の尊厳を守り、ご利用者のQOL（生活の質）の向上を目指すことを目的に、職員教育・研修体系に基づき、職員教育・研修を実施していくことにより、介護の専門職としての技術と自覚を持った地域社会に貢献できる人材を育成するものとする。

- ☆ 社会人としての資質の向上を図る。
- ☆ 職業人としての姿勢・職務に対する責任を自覚する。
- ☆ 専門職としての知識・技術を高める。

(福) 善隣会 29年度職員教育・研修体系



事業所別事業計画書

特別養護老人ホーム 尚古園
サテライト特養 尚古園
グループホーム山径
尚古園デイサービスセンター
デイサービスセンター山径
緑が丘デイサービスセンター
サテライト尚古園デイサービスセンター
尚古園指定居宅介護支援事業所

特別養護老人ホーム尚古園

生活支援方針

平成 29 年度法人事業方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。
また、施設サービス計画に基づき、一人ひとりに適した速やかで柔軟性のある援助を効果的に行うため、多職種間の連携を密にし、心身の健康保持と自立支援に努め、合わせて生活の活性化を図るものとする。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないようご利用者、ご家族、多職種で話し合い策定した施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を引き出し、ご利用者それぞれの自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことなく、意思決定に対して関係者の連携で、側面からの援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談にのり、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め、誠意を持って対応する。
- (3) 食事
 - ・ 栄養・疾病・身体状況・嗜好に対して配慮し、衛生的で安全な食事を提供する。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が高齢である事を配慮し、安全に快適な環境で生活できるようにする。
 - ・ 風邪やインフルエンザ等の感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ ご利用者の老化に伴う心身の状況を的確に把握し、嘱託医・協力病院等の関係機関、ご家族との連携を密にし、必要に応じて健康保持の為の適切な措置を取り、現在の生活が維持出来るように努める。
 - ・ 「日常生活に勝るリハビリなし」の考えのもと、ご利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むために必要な機能を維持出来るように努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとりがそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者のご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながら、ご家族との連携を深める。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関や地域との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たしていく。
- (9) 環境整備
 - ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。
 - ・ 設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

重点目標

☆ ご利用者・ご家族から信頼され満足して頂けるサービスを提供する。

- * 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動を通じて、施設の環境を整え、職員の介護施設の職員としての意識の向上を図る。
- * 職員間の連携を強化し、タイムリーで質の高いサービスを提供する。
- * 担当制を推進し、ご利用者一人ひとりに合った介護サービスを提供する。

年間行事予定

	年 間	月 間	旬 間	週 間	日 課
4月	お 花 見	諏訪神社参拝			
5月	端午の節句 緑化まつり		若尾歯科診察 (月2回)	内藤先生診察 (水曜)	入浴
6月	創立記念日	物故者供養			
7月	七夕 土用の丑の日	お墓参り	実習生 (帝京医療) (ヘルパー) (栄養士)等	サービス担当者 会議	生活リハビリ
8月	納 涼 会				レクリエーション
9月	十五夜 ねんりんピック 敬老の日	美容室			
10月	十三夜 運動会	理容			
11月	焼き芋会				
12月	ひまわり会忘年会 クリスマス会 餅つき	ひまわり会			
1月	新年祝賀会 七草	お好みメニュー			
2月	節 分				
3月	ひな祭り 慰霊祭				

防災訓練年間計画

訓練種目		時 期	内 容
総合訓練		9月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 夜間非常召集の実地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	3月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用 負傷者の救護訓練
指 導	防 災 教 育	8月・2月	防災の教育 役割分担など確認

サテライト特養尚古園

生活支援方針

平成29年度法人運営方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。地域密着型施設サービス計画に基づき、住み慣れた地域でこれまでの生活を継続できるよう可能な限り配慮し、ユニットケアの利点を最大限に活用し、「個別処遇」の促進と「生活の場」の形成をすすめる。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないように施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を引き出し、より自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことのないよう留意し援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談に乗り、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め、誠意を持って対応する。
- (3) 食事
 - ・ 栄養・疾病・身体状況・嗜好に対して配慮し、衛生的で安全な食事を提供する。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が安全に快適な環境で生活が出来、施設内感染対策を徹底しインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ ご利用者の個別性を把握し、疾患や加齢に伴う心身の変化を的確にとらえ、嘱託医や関係医療機関・ご家族との連携を円滑にし、状況に応じた適切な対応を取り、施設で生活維持ができるよう努める。
 - ・ PT、医務、介護と多職種との連携を図りながら、ご利用者の心身の状態に応じて日常生活に必要な機能を維持し残存機能保持に努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとりがそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者のご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながら、ご家族との連携を深める。
 - ・ ご家族とのコミュニケーションを高めるため、定期的に施設広報誌の配布や利用アンケート等を実施し、ご利用者とご家族と施設が一体となって活動できる体制を構築する。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関・自治会との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての施設の役割を果たしていく。
- (9) 環境整備
 - ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

重点目標

☆記録の充実に基づくユニットケアの推進と良質なケアの提供

- ・ ご利用者の日々の生活状況が第三者にも理解出来る様、より充実した内容へ記載方法等の変更（継続）
- ・ ケアプランとの連動性を明確にし、ニーズに基づいた具体的な個別ケアの提供
- ・ ユニットケアにおける個別性の重視や自立支援に基づいたケアに対する気付きの視点・意識を高める

☆個々の利用ニーズに基づいたケアプラン作成と見直し

- ・ モニタリング・アセスメントの改善による総合的なプラン作成
- ・ より個別性を重視した支援計画作成の実践

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	週 間	随 時
4月	花見会 サテライト開設記念日	お誕生日会	内藤 Dr. 回診 (水曜日)	歯科往診
5月	端午の節句 母の日 環境整備	お好みメニュー 美容の日	余暇の日 清掃の日 (日曜日)	防災訓練 サービス担当者会議
6月	父の日 バイキング食	買い物の日		外出・散歩
7月	七夕 土用の丑の日 納涼会	甲府市介護相談員 甲府市介護サポーター		地域行事への参加
8月	うら盆	P Tによる リハビリ指導		日 課
9月	十敬老 夜会			生活リハ
10月	十三夜 紅葉狩			レクリエーション
11月	バイキング食 環境整備			体操
12月	クリスマス会			
1月	新年祝賀会 草			
2月	節分			
3月	ひな祭り			

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓練種目		時期	内 容
総合訓練 (利用者参加)		9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報訓練 招集訓練	随時	◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 ◎夜間非常招集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	4月	◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用方法 ◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育 (利用者参加)	9月	◎防災の教育 ◎役割分担など確認

グループホーム山徑

生活支援方針

要介護者であって認知症の状態にあるご利用者に対し、家庭的な環境のもとで、人権・人間性の尊重を基本とした生活支援を実践することで、ご利用者がある能力に応じた日常生活を営むことができるよう努める。

- *お互いに仲良く助け合うホーム
話し合いの場を持ち、互いに理解を求め合える場づくり。
- *各自が役割を持ち、笑顔があふれるホーム
個々の特徴を理解し、生かしていく。
- *和やかな会話が絶えないホーム
皆でできることを多く提供していけるようにする。
- *地域と係りながら暮らすホーム
地域の方達と交流を持ちながら生活を行っていく。

重点目標

- * 笑顔で助け合いながら楽しく過ごせるよう支援する。
- * 通所の方々と交流を持ち、日常生活の活性化に繋げる。
- * 地域の一員であることを自覚し、積極的に交流の場へ参加していく。

実施内容

平成 29 年度法人運営方針・生活支援方針を踏まえて、併設する特別養護老人ホーム及び協力医療期間との連携支援体制を強化するとともに、各種関係機関との連携に努め、次の事業を実施する。

1. ご利用者の心身の状況に応じた介護
2. 食事その他の家事等（ご利用者と共同で行うよう努める）
3. ご利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
4. ご利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続き等
5. その他ご利用者に対する便宜の提供
6. 短期入所、共有空間デイサービス利用時の送迎
7. 個別に応じた日常生活の介護計画の作成

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4月	花見会	誕生日会	個人希望の外出
5月	外出レク	各種レク・行事	精神科往診 (連絡時)
6月	外出レク	体重測定	各地域祭り行事
7月	夏祭り	防災訓練	昼食バイキング (年3～4回)
8月	バーベキュー会	スタッフ会議	
9月	敬老祝賀会	内科往診	
10月	秋刀魚会・蒲萄狩り	歯科往診	
11月	開所記念日・紅葉狩り	なでしこ会	
12月	忘年会・餅つき	個人外出 (4月～9月)	
1月	新年祝賀会・初詣		
2月	節 分		
3月	ひな祭り		

防災訓練年間計画

訓練種目		時 期	内 容
総合訓練		9月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随 時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随 時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練、夜間非常召集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	3月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練
指導	防災教育	8月・2月	防災の教育 役割分担など確認

尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援状態又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本として、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、適切な通所介護サービスの提供を目指す。また、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご家族の介護負担の軽減に寄与できる事業所を目指すことを方針とする。

- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。
- * ふれあいを通して、明日への活力・生きがいを持てるよう応援します。
- * 一人ひとりに合ったかかわりを重視します。

重点目標

- * ご利用者一人ひとりの状況を把握し、在宅生活に必要な機能の減退を防止する機能訓練サービスを提供する。
- * 法人内外を問わず、関係機関及び事業所との連携を強化することにより、サービスの質の向上を図るとともに事業運営基盤の強化と利用効率の向上を図る。
- * 職員一人ひとりの接遇及び能力向上を図る。
- * ご利用者等のニーズに沿った行事や、地域・社会交流の機会を企画し、心身とも楽しめるようなサービスを企画する。

実施内容

平成 29 年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする。

1. 入浴サービス（一般浴・リフト浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 日常動作訓練
5. 健康状態の確認
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

年 間		月 間
4月	花見会	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・体重測定・身体機能測定 ・手作りおやつ作り ・各種レク・行事 ・地域交流・地域行事参加 【防災】 ・防災訓練(防災計画に応じて) ・防災教育 【会議・勉強会】 ・スタッフ会議 ・ケース検討会議(スタッフ会議内及び随時) ・業務改善会議 ・事業所内勉強会(随時) ・研修報告会(随時)
5月	端午の節句、母の日	
6月	父の日	
7月	七夕	
8月	納涼行事	
9月	敬老会	
10月	運動会	
11月	秋祭り	
12月	クリスマス	
1月	新年祝賀会 もちつき	
2月	節分	
3月	桃の節句	

防災訓練年間計画

訓練種目		時期	内 容
総合訓練		9月	警戒宣言発令から、災害発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、災害発生時の施設内通報訓練 夜間非常招集の現地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	12・3月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用法、負傷者の救護訓練
指導	防災教育	6月	防災の教育、役割分担など確認

デイサービスセンター山徑

通所介護支援方針

認知症であるご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の心体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- * 入居されている方と会話を楽しみ活動できる場を提供します。
- * ゆったりとお風呂に入れる時間を大切にします。
- * 安全・安心に過ごせるようきめ細かい関わりを持ちます。

重点目標

- * ご利用者が自身のできる事を増やし、生活意欲を持てるように支援する。
- * 入居者の方々と交流を持ち、活性化に繋げる。

実施内容

平成 29 年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、より細やかな心配りサービスの提供に心がけ、次の事業を実施する。

1. 入浴サービス（一般浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎サービス
6. レクリエーション・余暇活動
7. 生活相談・援助
8. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4月	花見会	誕生日会	防災訓練（年2回）
5月	野外レク	スタッフ会議	勉強会
6月	野外レク		
7月	七夕	ケース会議	研修報告会
8月	納涼会		
9月	敬老会・野外レク	行事食	献立検討会
10月	秋刀魚会・野外レク		
11月	開所記念日・野外レク	体重測定	
12月	クリスマス会・餅つき		
1月	新年祝賀会	なでしこ会	
2月	節分		
3月	ひな祭り		

緑が丘デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、常にご利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。

- * 少人数の家庭的雰囲気の中で、家庭と同じ空間を大切にします。
- * 少人数ならではのきめ細かいケアなど、一人ひとりにあった関わりをします。
- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

重点目標

- * ご利用者の個別性を重視した、密度の高いサービス提供を行う。
- * 研修やケース会議を充実させ、介護や支援方法の技術向上に努める。
- * 住み慣れた地域で生活することが維持できるように、ご利用者が自身のできる事を増やし、生活意欲を持てるように支援する。

実施内容

平成29年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 入浴サービス（一般浴） | 2. 給食サービス |
| 3. 介護サービス | 4. 健康状態の確認 |
| 5. 送迎サービス | 6. レクリエーション・余暇活動 |
| 7. 生活相談・援助 | 8. その他日常生活全般にわたる介護 |

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4月	花見会	誕生日会	防災訓練（年2回以上）
5月	野外レク 端午の節句		
6月	野外レク	スタッフ会議	勉強会
7月	七夕		
8月	買い物レク	ケースモニタリング	研修報告会
9月	敬老会	グ	ケース検討会
10月	秋祭り・野外レク	食事検討会	
11月	野外レク		
12月	クリスマス会	行事食	
1月	新年祝賀会		
2月	節分	体重測定	
3月	ひな祭り 開所記念日		

* 行事については主な内容を記載。

防災訓練年間計画

訓練種目	時期	内 容
避難誘導訓練 救護訓練	6・11 月	1. 消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火器・バケツによる放水・消火訓練 2. 消防機関への通報訓練（本体への応援要請） 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓
防災教育	4. 8. 2月	防災の教育、役割分担などの確認等

サテライト尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、常にご利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。

- * 事業所の立地条件を活かし、地域との関わりを持てる取り組みを行うことで日常生活が有意義に過ごせるような支援を行ってまいります。
- * 少人数ならではのきめ細かいケアなど、一人ひとりにあった関わりをします。
- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

重点目標

- * ご利用者の個々の状況を的確に把握、柔軟に対応し、個別性をより重視したサービス提供を実施する。
- * 日常生活機能を維持でき、在宅生活が継続できるようなサポートをしてゆく。
- * 地域密着型施設の特性を活かし、季節ごとの地域の社会資源を積極的に取り入れて、社会交流の機会を多く提供する。

実施内容

平成 29 年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 入浴サービス（一般浴・機械浴） | 2. 給食サービス |
| 3. 介護サービス | 4. 健康状態の確認 |
| 5. 日常動作訓練 | 6. 送迎サービス |
| 7. レクリエーション・余暇活動 | 8. 生活相談・援助 |
| 9. その他日常生活全般にわたる介護 | |

年間行事予定

	年 間	随 時
4月	花見会、開所記念祭	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・手作りおやつ作り ・各種レク・季節行事 ・地域交流 【会議・勉強会】 ・スタッフ会議（ケース検討会） ・事業所内勉強会（随時） ・研修報告会（随時）
5月	母の日	
6月	おたのしみ食	
7月	七夕	
8月	夏祭り	
9月	敬老会	
10月	運動会	
11月	バイキング食、紅葉狩り	
12月	クリスマス・もちつき	
1月	新年会	
2月	節 分	
3月	ひな祭り	

防災訓練年間計画

訓練種目	時期	内 容
総合訓練（利用者参加）	9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報・招集訓練	◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用方法 ◎負傷者の救護訓練
指導	4月・9月	◎防災の教育 ◎役割分担など確認

尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

山梨県の定める「指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例」を遵守し、ご利用者やご家族からの介護に関する必要性や要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い生活が実現されるように支援する。

重点目標

- * ご利用者やご家族の介護上のニーズ（必要性や要望）に幅広く応えられるように実践力を高めていく。
- * 介護保険制度や介護支援に必要な各種制度の知識・理解を深めていく。
- * 地域や行政など関連機関と協力しあい地域福祉に貢献していく。
- * 委託された認定調査を適確に実践していく。

実施内容

1. 介護等の相談の受付・連絡・調整
2. 介護保険更新申請等の書類の代行申請
3. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子の確認
4. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
5. 居宅サービス計画の作成
6. 給付管理の実施
7. 介護サービスの利用状況の確認
8. 医療サービス提供事業所や福祉・医療機関などとの協力
9. 委託された介護保険認定調査の実施

